

佐久市議会 第4回定例会が開かれました

平成26年佐久市議会第4回定例会が11月26日に開会し、12月19日までの24日間の会期で開かれました。

条例について所要の改正を行いました。

整備しました。

●佐久市障害者支援施設白田学園条例の一部改正条例

●佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部改正条例

は、招集日に提案した専決処分報告1件、条例案11件、事件案34件、予算案4件と、11日に追加提案した条例案2件、諮問案1件の合わせて53件で、このうち52件については承認・可決・同意されました。

●佐久市国民健康保険条例の一部改正条例

●佐久市国民健康保険特別会計において、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、保険給付費をはじめとする経費が増加し、実質単年度収支の赤字決算が続いていることから、被保険者による応分の負担により国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の税率の改定を行いました。

●佐久市学校給食センター条例の一部改正条例

●佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び佐久圏域水道水質検査協議会規約の変更について

●佐久市国民健康保険特別会計において、本市の国民健康保険における出産育児一時金の支給額についても、同様に改定しました。

●佐久市国民健康保険特別会計において、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、保険給付費をはじめとする経費が増加し、実質単年度収支の赤字決算が続いていることから、被保険者による応分の負担により国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の税率の改定を行いました。

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●施設の指定管理者の指定について

●佐久市障害児通園施設条例の一部改正条例

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●施設の指定管理者の指定について

専決処分報告

11月21日付けで専決処分した平成26年度一般会計補正予算(第7号)について、議会の承認を得ました。

内容は、衆議院議員総選挙の執行経費に係る補正です。

条例

●佐久市職員の給与に関する条例等の一部改正条例

●佐久市一般職の職員の給与について、給料表、勤勉手当の支給月数等を長野県職員の給与改定に準じて改定するため、関係

●佐久市国民健康保険特別会計において、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、保険給付費をはじめとする経費が増加し、実質単年度収支の赤字決算が続いていることから、被保険者による応分の負担により国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の税率の改定を行いました。

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●佐久市立近代美術館条例の一部改正条例

●施設の指定管理者の指定について

児童福祉法の一部改正により、条例中で引用する同法の条項を

4月1日に佐久平浅間小学校が開校することに伴い、必要な事項を定めました。

4月より佐久平浅間小学校が開校することおよび佐久城山小学校を自校方式による給食からセンター方式による給食とすることに伴い、各給食センターによる給食の対象となる学校にそれぞれの学校を加えました。

佐久市立近代美術館において、市内で活動する個人または団体による展覧会等の開催を支援するため、美術館の視聴覚室を使用させることについて、その手続、許可等に関し必要な事項を定めるとともに、美術品の撮影等を行う特別観覧の手続についての改正を行いました。

市の施設における指定管理者の指定に関する議案26件について、議会の議決を得ました。指定管理者の指定を行った施設は次のとおりであり、指定期間は3年から10年です。